

お取引先各位

株式会社 加賀田組
管理本部経理部

消費税率変更と弊社決算月に伴う弊社宛請求について

時下、ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。また、平素より弊社建設工事等の施工にご協力を頂きありがとうございます。さて、令和元年10月1日より消費税率の変更が予定されております。それに伴う令和元年9月分及び同年10月分の弊社宛請求の取扱いと弊社決算月の処理に関しまして、下記の通りご案内いたします。

皆様方からのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 【指定請求書提出上の注意事項】

【共通事項】

- 請求書提出日は、各作業所と打合せにより決定して下さい。
- 請求年月日は、必ず記入して下さい。
- [注文契約]に基づく消費税は、原則「出来高100%」時に一括にて支払いとなります。
- [指定請求書]用紙は、現行の消費税率8%に加え、消費税率10%分(軽減税率8%を含む)の新書式を用意いたします。ご請求時は、消費税率毎の取引に分けてご請求下さい。税率が混在する請求書を提出された場合、「再発行」をお願いすることとなりますのでご了承下さい。

(1) 請求年月..R1年9月分 工事費等の支払日..R1.10.21(月)

(元号[令和]について、以下[R]と表示します)

請求の 対象期間	弊社[指定請求書]と記入上の注意事項と消費税率について					
	1.[注文契約用] 請求書 ..([注文書・注文請書] 取立済の取引に対する支払)			2.[注文契約外用] 請求書		
	① 請負 (外注工事)	(消費税率)	② 請負以外 (仮設ハウスリース、資機材等購入やリースレンタル、 交通誘導員派遣等)	(消費税率)	.. 常用工事費等、 資機材・備品購入、 資機材・備品リースレンタル、 現場諸経費 等	(消費税率)
R1.8月〆日 以後 ～ R1.9月〆日迄	R1.9月〆日迄の出来高	(8%)	R1.9月〆日迄の取引 ・資機材等、作業所他での購入分やリース分 ・交通誘導員等派遣分 等	(8%)	左記 [請求の対象期間]での ・実施業務分 ・資機材等の購入、リース分	(8%)

(2) 請求年月..R1年10月分 工事費等の支払日..R1.11.20(水)

請求の 対象期間	弊社[指定請求書]と記入上の注意事項と消費税率について							
	1.[注文契約用] 請求書 ..([注文書・注文請書] 取立済の取引に対する支払)			2.[注文契約外用] 請求書				
	① 請負 (外注工事)	(消費税率)	② 請負以外 (仮設ハウスリース、資機材等納入やリースレンタル、 交通誘導員派遣等)	(消費税率)	.. 常用工事費等、 資機材・備品購入、 資機材・備品リースレンタル、 現場諸経費 等	(消費税率)		
R1.9月〆日 以後 ～ R1.9.30迄	[注文工期] (至) R1.9月末	R1.9月〆日以後、9月30日迄に 生じた出来高、或いは注文残高	(8%)	[注文工期] (至) R1.9月末	R1.9月〆日以後、9月30日迄に 生じた取引 ・資機材等、作業所他での購入分 やリース分 ・交通誘導員等派遣分 等	(8%)	左記 [請求の対象期間]での ・実施業務分 ・資機材等の購入、リース分	(8%)
	[注文工期] (至) R1.10.1 以降	R1.9月〆日以後、9月30日迄に 生じた出来高	経過措置適用 .. (8%) 経過措置 適用外 .. (10%)	[注文工期] (至) R1.10.1 以降	R1.9月〆日以後、9月30日迄に 生じた取引 ・資機材等、作業所他での購入分 やリース分 ・交通誘導員等派遣分 等 *既注文工期(納期)に関係無く、 9月30日迄に納入検取済分は、 消費税(8%)の精算を行います。	(8%)		
R1.10.1以後 ～ R1.10月〆日迄	[注文工期] (至) R1.10.1 以降	R1.10月〆日迄の出来高	経過措置適用 .. (8%) 経過措置 適用外 .. (10%)	[注文工期] (至) R1.10.1 以降	R1.10.1以後、R1.10月〆日迄に 生じた取引 ・資機材等、作業所他での購入分 やリース分 ・交通誘導員等派遣分 等 *10月1日以後の納入予定分は、 新規注文として[再契約(税率 10%)]が必要となります。	(10%)	同上	(10%)

2. 弊社決算月に関する対応 (上記 1-(2) 表中、(※) [] 部の補足説明)

弊社では、9月請求〆日以後に生じた取引について、原価等を決算見越(未払)計上し [出来高] 及び [仕入税額] を把握しなければなりません。そこで、以下の内容についてご理解とご協力を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 9月分請求〆日以後、9月30日までに生じた取引がありましたら、その内容についての税抜金額・消費税額が判別可能な『根拠資料(納品書や貴社使用の請求書等)』を、10月11日(金)までに各作業所へご提出下さい。なお、ご提出頂きました『根拠資料』の内容につきましては、弊社[指定請求書(税率8%用)]に転記頂き、10月〆分の請求書(新書式)と一緒にご請求下さい。※税率毎の取引に分けてご請求下さい

3. その他

新書式の[指定請求書]用紙は、9月17日(火)までに弊社HPへ掲載いたします。お手数でも、弊社HPの【各種書式ダウンロード】⇒【経理関連】よりダウンロードしてご利用下さい。

以上

【本件問合せ先】

管理本部経理部 齋藤/太田
[025-247-8171 内線1341/1344]